

1 いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢

「いじめは人として決して許されない行為」である。また、「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という危機意識を常にもつことが重要である。

こうした基本認識に立ち、本校では、全ての生徒がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係のもと、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、学校、家庭、地域住民、行政等が一致協力して、「いじめのない楽しい学校づくり」に最大限努力する。

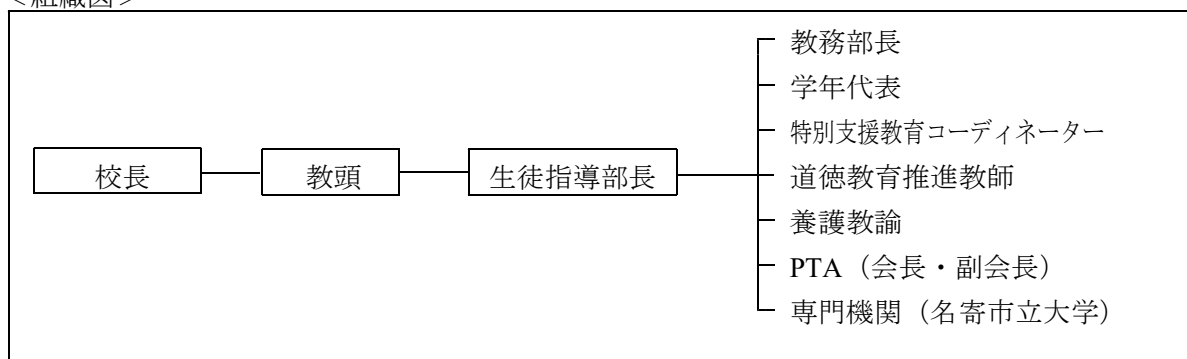
2 いじめ防止等対策推進の基本的な考え方

- (1) 「いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢」を全教職員及び保護者等が共有し、関係機関や地域住民等の協力も得ながら、いじめの根絶に向けた組織的な取組を推進する。
- (2) 校長の強力なリーダーシップのもと、外部関係者の参画を得ながらいじめ防止等の対策を推進する上で、その中核を担う組織を設置し、総合的かつ効果的な取組を推進する。
- (3) 生徒の心身や財産に重大な被害を与えるようないじめに対しては、設置者や専門機関等の協力を得て、事実解明等を行う緊急の調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じる。

3 いじめ防止等対策委員会

- (1) いじめ防止対策を総合的かつ効果的に行う組織として「いじめ防止等対策委員会」を設置する。
- (2) 校長は、本委員会を定期的に招集するとともに、必要に応じて臨時に招集する。

<組織図>



4 いじめ防止等対策委員会の役割

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・「取組評価アンケート」を行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- (2) 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・「学校いじめ防止基本方針」の周知徹底を図り、教職員の共通理解を図る
 - ・いじめ実態調査や教育相談の結果の集約、分析を行い、総合的かつ効果的な取組を推進する。
- (3) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・学校だより等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価等を発信する。
- (4) いじめに対する措置
 - ・事案の対応については、外部関係者の参画を得ながら迅速かつ効果的に対応する。

5 具体的な取組内容

(1) いじめの未然防止の取組

- お互い支え合う支持的風土の醸成（学級活動又は道徳の時間）
- 生徒会、常任委員会による、いじめ根絶に向けた啓発活動
- いじめ・非行防止強調月間（10月）の設定
- 参観日における道徳の授業公開
- 保護者懇談会の開催（いじめ防止基本方針の説明やネットトラブルの未然防止等について）
- いじめ等の問題に関する校内研修の実施
- ボランティア活動の実施
- 地域行事への参加（子ども育成会）
- 中1ギャップ解消等のための小中連携の推進
- いじめ防止基本方針の取組目標を設定し、学校評価において評価する

(2) いじめの早期発見・早期解消の取組

- 教育相談の実施
- 生徒へのアンケート調査の実施
- 生徒指導部会、学年会議等の定例開催（情報交換、情報共有）
- 学校ネットパトロールの実施
- 関係機関、地域住民等からの情報収集

6 いじめ発生時の対応

(1) いじめの把握

- いじめアンケート調査による実態把握
- いじめを受けた本人（又は保護者）からの訴え
- 他の生徒からの情報
- 教職員の観察による発見
- 関係機関、地域住民等からの通報
- その他

(2) 初期対応

- いじめの発見者（把握者）から関係学年代表、学級担任等への情報提供
- 関係学年代表、学級担任等による関係生徒への事実確認及び指導
- いじめ防止対策等委員会への情報提供

(3) いじめの報告

- いじめの発見者（把握者）から生徒指導部長へ報告
- 生徒指導部長から教頭へ報告
- 教頭から校長へ報告
- 校長によるいじめ防止等対策委員会の招集

(4) いじめ防止等対策等委員会の招集

- 事実関係の解明
- 指導方針の確認
- 個別指導の検討
- 役割分担の協議
- 関係機関との連携
- 全教職員による共通理解の形成

- (5) いじめの解消に向けた対応
 - いじめを受けた生徒への対応
 - いじめを行った生徒への対応
 - 周囲の生徒への対応
 - 保護者への対応
 - 教育委員会への報告
 - 関係機関への相談（児童相談所、スクールソーシャルワーカー等）
- (6) 再発防止に向けた取組（いじめ防止等対策委員会において検討）
 - 原因の分析
 - 学校体制の改善・充実
 - 教育内容及び方法の改善・充実
 - 家庭、地域との連携強化

7 重大事態への対応

- (1) 重大事態の把握
 - 重大事故・事案の発生
 - 本人及びその保護者からの申し立て
 - 教育委員会、警察等関係機関からの通報
- (2) 重大事態の調査
 - いじめ防止等対策委員会の緊急招集、調査の実施
 - 事実の整理、校長への報告
- (3) 重大事態の報告、通報
 - 教育委員会への報告
 - 犯罪行為が認められる場合等は、警察への通報、支援の要請
- (4) 調査組織の設置（教育委員会の指示により設置）
 - 校内調査委員の選定
 - 校外の専門家への協力依頼
 - 加害者への教育的措置の検討
 - 被害者の救済措置の検討
 - 調査及び対応結果の教育委員会への報告

8 いじめの理解について

- (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (2) いじめの解消について
 - いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること
 - ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと